

平成29年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)
成果報告書

実施機関名 (箕面市教育委員会)

1. テーマ

発達障害等を含む支援の必要な児童の教育的ニーズを把握し、より早期に適切な支援ができる学校体制づくりを進めるため、大学教授等の専門家を活用し、校内支援委員会等の運営体制を含めた学校体制づくりや教職員の特別支援教育に関するスキルの向上、児童がより安心して過ごせる教育環境の整備等について調査研究を行う。

2. 問題意識・提案背景

本市では、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は急激に増加しており、平成29年度の在籍児童生徒数は610人で、5年前の平成24年度の2倍となっている。通常の学級においても、支援の必要な児童生徒は増加傾向にあり、特別支援学級担任だけではなく、通常の学級の担任を含めた教職員全員が、特別支援教育の知識・技能を高め、支援が必要な児童生徒の教育的ニーズを把握し、より早期に適切な支援ができるよう、校内支援委員会等の運営体制を含めた学校体制づくりが必要であると考ええる。

一方で、団塊世代の教職員の大量退職に伴い、経験の浅い教職員が増加しており、経験年数5年以下の教職員が全体の29%となっている。このことは、日々の教育活動の実践の中で、経験豊かなベテラン教員の経験やノウハウを経験の浅い教職員へ継承していくことの難しさにも繋がっており、経験の浅い教職員を含めた全ての教職員に特別支援教育に関する一定の知識・技能の習得をはかることが課題である。

以上のことから、教職員の特別支援教育に対する知識・技能を高め、支援の必要な児童生徒に対し早期に適切な支援ができる学校体制づくりを進めることにより、障害特性に応じた指導や支援を学校全体として行えるよう、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の構築を行うことが急務であると考ええる。

3. 目的・目標

■目的

特別支援教育に知見・専門性を有する専門家から指導・助言を受けることにより、支援の必要な児童がより早期に適切な支援を受けられる学校体制づくりや全ての教職員の特別支援教育に関するスキルの向上、子供たちがより安心してすごせる教育環境の整備を進め、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童にとって過ごしやすい学校づくりを進める。

■目標

- (1) 特別支援学級や通常の学級に在籍する全ての支援の必要な児童を、学校体制の中で継続的に支援していく校内支援委員会の体制づくり
- (2) 全ての教職員が特別支援教育や発達障害に関する専門性を向上させ、児童の困り感に早期に気づき、支援につないでいくこと、また、日々の学級運営の中で特別支援教育の視点を持ち、全ての児童にとってわかりやすい授業づくりをめざすこと

4. 主な成果

■校内支援体制について

- (1) 個別の指導計画の様式に、児童状況把握シートを入れて、改訂した。これにより、支援の必要性やどのような手立てができるかを、学級担任自身が意識し、分析できるようになった。
- (2) 支援の必要な児童に対し、校内の情報共有や誰がどのような支援を行うか等の支援策を検討する組織である「校内支援委員会」と「特別支援教育コーディネーター会議」の運営方法等を整理した。これにより、より多くの児童について効率的かつ充実した検討が行えるようになった。
- (3) 巡回相談での見立てやケース会議の実施において、外部機関（特別支援学校リーディングスタッフや通級指導教室担当教員、教育センター相談員による巡回相談、相談支援事業所等）との連携をより積極的に進めた。これにより、児童にとってよりよい支援の方向性を確認することができた。

■教員の専門性向上と基礎的環境整備について

- (1) 教職員の特別支援教育に関するスキル向上のため、全ての授業において特別支援教育の視点でわかりやすい授業が実施できるよう、大学教授等を講師として4回の研修を行った。これにより、児童の全員参加を意識した授業づくりや具体的な支援方法について学ぶことができた。
研修内容：ユニバーサルデザインの授業について（基礎的環境整備や授業内容等についての具体的手法、子供の困り感に寄り添った具体的な支援方法）
- (2) 校内研修において、各教員が作成した資料や教材をパソコンデータ資料集として集約・共有し、活用できるようにした。これにより、若手教員を含め全ての教員が、蓄積された資料や教材を活用できるようになった。
- (3) 学校経営スーパーバイザーに定期的に授業を見てもらい、児童の見立てや具体的な支援について指導・助言を受けた。これにより、具体的な支援の工夫を学年全体で取り組むことができた。

5. 教育委員会及び指定校における取組概要

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

【教育委員会の取組】

学校経営構築研究開発事業運営協議会（校長、教頭、学校経営スーパーバイザー、特別支援教育コーディネーター、教育委員会）を開催。学校経営上の課題を共有し、学校経営スーパーバイザーの指導・助言を得て、今年度取り組むべき学校経営計画を策定した。

【指定校の取組】

学校経営構築研究開発事業運営協議会を開催し、スーパーバイザーの指導・助言を得て、今年度取り組むべき学校経営計画を策定した。

(1) 指定校の課題

- ・ 支援を必要としている児童が多く校内支援委員会で扱う案件が多いため、実態把握の共有や支援策の検討が難しい
- ・ 児童の支援にあたり、誰が何をするのかの役割をコーディネートしきれていない
- ・ 支援の見立てを評価し、見直すシステムがない
- ・ 教職員の特別支援教育に関するスキルの向上

(2) 課題に対する計画

ア. 校内支援委員会等の学校体制の構築（特別支援教育コーディネーターの役割等を含む。）

- ・ 個別の指導計画を見直し、全ての教員が個別の指導計画の児童状況把握シートで困り感のある児童を早期に発見し、見立てができるようにするとともに、校内支援委員会で扱う案件を明らかにする
- ・ 学年会、特別支援教育コーディネーター会議、校内支援委員会等、会議の役割を明確にし、支援の見立てを評価し、見直すことができるようにする
- ・ 学年会、特別支援教育コーディネーター会議、校内支援委員会等において、誰が何の役割を担うのかを決定し、支援が必要な児童が適切な支援を受けながら学校生活を過ごせるようにする

イ. 学校教職員の特別支援教育に関するスキル向上

- ・ ユニバーサルデザインの授業について（基礎的環境整備や授業内容等についての具体的手法）や合理的配慮・基礎的環境整備について（子供の困り感に寄り添った具体的な支援方法）の研修の実施
- ・ 教員が作成した資料、教材を学校全体で共有し活用できるパソコンデータ資料集の作成
- ・ 支援が必要な児童の見立てや具体的支援方法の共有

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

【教育委員会の取組】

- (1) 他校での取組を紹介
- (2) 梅花女子大学 大学院 伊丹昌一氏による研修実施
『個に応じた支援を可能にする授業づくり
～インクルーシブ教育を推進するために～』
- (3) リーフレット作成「箕面市の支援教育・福祉サービスのご案内」

【指定校の取組】

- (1) 校内支援委員会等の学校体制の構築

ア. 個別の指導計画の見直し

個別の指導計画の様式を大きく2つ改訂した。1つめは、児童状況把握シートを入れて担任自身が児童の見立てや分析をする手だてとした。コミュニケーション、行動面、学習面など児童の様子を把握する項目があり、担任自身が項目にチェックをすることで、児童の気になる点に気付くことができる。

2つめは、支援の必要性が見てすぐ分かるように、支援体制を記入する欄を設けた。支援体制は、【校内】(校内支援が必要な案件)または、【学年】(学年支援が必要な案件)または、【担任】(担任の見守り、支援が必要な案件)とし、担任がいずれかを記入することで、校内支援委員会で取り扱うべき案件や優先順位を明確にし、わかりやすくした。

個別の指導計画 平成30年度 ()年 ()組 名前()

状況						
児童属性						
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
家庭・学習など						
発達課題 (聴覚・視覚・発達など)						

※当てはまる項目に○ 担当者がかかれば()内に名前を記入

状況シートをもとに考えられること(見立て)			
	目標(具体的に)	手立て	結果
1学期			
2学期			
3学期			
来年度にむけて			

「児童状況把握シート」

児童の様子	わかるか ある程度 あてはまる			特に気になること
	1	2	3	
言葉の意味理解が難しく、言葉で表現するにためらいがある				
ルールのあるゲームや遊びについていけない				
場の空気がよめない				
興味・関心の幅が狭い(○○博士とよばれる)				
落ち着きがなく、集中することが苦手				
言葉や動作・行動にフライングがある				
何にも興味を承さずぼーっとしてしまう				
手先が不器用				
体の使い方が正しくない				
音、光、感触に過敏に反応するところがある				
片付け、持ち物の準備や管理ができない				
大人(家族や教師)に対して依存する				
読むことに課題(読み読み飛ばして読まない)				
書くことに課題(似た部分の文字の区別がつかないなど)				
図書など書き写すことが苦手				
マス目からはみ出してしまう				
数の文字がわからない				
簡単な計算が苦手				
持ち物がそろわない				
無関心・ネグレクト傾向				
体罰がある				
授業観察や授業中によく体調不良を訴える				
遅刻、早退が目立つ				
欠席日数が多い				
生徒指導上の課題				
物を盗む・万引きなどしたことがある				
暴力・悪言がある				
物を壊す				
火に興味がある				

【支援体制】
校内・・・校内支援
学年・・・学年支援
担任・・・担任支援

イ. 校内支援委員会等の運営の見直し (学年会・特別支援教育コーディネーター会議・校内支援委員会・ケース会議)

個別の指導計画の支援体制を基に、どの会議で支援内容を協議するのか、分かるようにした。

【特別支援教育に関する会議と協議内容等について】		
会議	協議内容	メンバー
学年会（月に1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制【校内】【学年】【担任】のすべての児童について共有する ・支援体制【校内】【学年】【担任】の設定が適切か協議する ・支援体制【校内】【学年】を特別支援教育コーディネーター会議にあげる ・支援体制【学年】【担任】への支援策を協議し共有する 	学年グループ（担任・専科・特別支援教育担任等） 特別支援教育コーディネーター等
特別支援教育コーディネーター会議（週に1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年等からあがってきた支援体制【校内】【学年】の児童について共有する ・支援体制【校内】【学年】の設定が適切か協議する ・支援体制【校内】を校内支援委員会にあげるとともに、個別の協議が必要な場合はケース会議を設定するなどの全体調整を行う 	特別支援教育コーディネーター
校内支援委員会（月に1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制【校内】の児童について共有し、対応策を協議する ・支援についての役割分担を決定し、外部機関との連携を協議する ・モニタリングの経過を確認する ・評価する ・虐待の事案についても、校内支援委員会で協議する ・協議結果を学年にフィードバックをし、担任がモニタリングをする 	管理職 特別支援教育コーディネーター SC・SSW
ケース会議（必要に応じて）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター会議や校内支援委員会にて個別の協議が必要な案件を共有、協議する 	管理職 特別支援教育コーディネーター SC・SSW、担任、相談支援事業所等 （ケースによりメンバーは異なる）
子供理解報告会（学期に1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制【校内】【学年】【担任】の児童について共有する 	全教職員

ウ. モニタリング

支援の手立てが有効であったか、ふりかえり、評価することが担任個人に任されていることが課題であった。支援体制【校内】の児童については、担任がモニタリング（見守り）をし、児童の様子や変化について月に1回、新たにモニタリングシートを作成して記入していくことにした。校内支援委員会にて、モニタリングを参考にしながら支援の手だてが有効であったか、評価し確認していくしくみにした。

虐待の事案に関しても、モニタリングを通して、児童の現状、経過を確認していく必要がある。

児童のモニタリング

		毎月のようす	手立て	有効だった手立て	
1 年	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				使用した資料
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
			毎月のようす	手立て	有効だった手立て
2 年	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				使用した資料
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

エ. 外部機関との連携

校内支援委員会で外部との連携が必要な場合は、特別支援教育コーディネーターが、外部機関とつないで個別のケース会議を開催する。

(ア) 特別支援教育巡回相談

- ・ 支援教育相談担当
- ・ 通級指導教育担当者
- ・ 特別支援学校地域連携 リーディングスタッフ
(豊中支援学校・箕面支援学校・生野聴覚支援学校 等)
- ・ 院内学級担当者
- ・ 早期療育療法士 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)
- ・ 早期療育発達相談員

(イ) 特別支援教育についての相談

- ・ 特別支援教育専門相談員
- ・ 教育相談員
- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー

- ・機能訓練士
- ・発達相談員

(2) 学校教職員の特別支援教育に関するスキル向上

ア. 大学教授等を講師として、ユニバーサルデザインの授業について（基礎的環境整備や授業内容等についての具体的手法）や合理的配慮・基礎的環境整備について（子供の困り感に寄り添った具体的な支援方法）の研修会を4回行った。

テーマ	講師	実施日
授業のユニバーサルデザイン 研修会	関西学院初等部 副校長 村田辰明氏	5/9
合理的配慮・基礎的環境整備 を考えよう	大阪府立豊中支援学校 教諭 恒川仁美氏	8/24
授業のユニバーサルデザイン 実践研修会	プール学院大学教育学部 教授 石塚謙二氏	8/31
児童全員参加の授業研修会 ～師範授業から学ぶ～	筑波大学附属小学校 副校長 田中博史氏	11/13

イ. パソコンデータ資料集の作成

(ア) これまで教職員がそれぞれで作成していた教材等をひとつにまとめた

(イ) 校内にて研修を行い、校内で作成した「パソコンデータ資料集」を教職員で共有し、担任自身が児童の必要な支援の見立てをもとに「パソコンデータ資料集」から必要な支援ツールを見つけ、活用できるしくみにした。また、今後作成したものを追加していくことで、特別支援教育に関するノウハウを学校の資産として共有し、活用できるしくみにした

- ・学習に関すること（漢字ノートやひっさんカードなど）
- ・生活に関すること（持ち物、スケジュール、連絡帳など）
- ・コミュニケーションに関すること（話の聞き方、引き出し方など）

ウ. 具体的支援方法

学校経営スーパーバイザーに授業を見てもらい、具体的な支援方法についてアドバイスを受けた。

(ア) 低学年の視覚支援

- ・クラスで並ぶ際に、声で指示を出すのではなく、うちわで示す
- ・プールでの指示を出す際、大きな絵カードを使用 など

(イ) 実物を使った、文字習得

(ウ) ひらがなのチェックテスト

【主な成果】

1. 個別の指導計画の見直し

児童状況把握シートに、コミュニケーション、行動面、学習面など児童の様子を把握する項目がある。担任自身が項目にチェックをすることで、児童の気になる点に気付くことができた。

2. 校内支援委員会等の学校体制

個別の指導計画の支援体制【校内】【学年】【担任】をもとに、支援体制に応じて、どの会議で協議するかを明確にした。支援の必要性、緊急性に基づき、学年会や特別支援教育コーディネーター会議、校内支援委員会のそれぞれにて、支援の必要な児童の見直しを行うことで、少しずつ会議が効率よく行えるようになった。

3. 学校教職員の特別支援教育に関するスキル向上

ユニバーサルデザインの授業について(基礎的環境整備や授業内容等についての具体的手法)や合理的配慮・基礎的環境整備について(児童の困り感に寄り添った具体的な支援方法)の研修会実施により、授業の中で児童全員参加を意識した指名の仕方や、気軽に考えを表出できる方法、児童の興味を引き出すための提示の仕方・問い返しなどの授業技術を学ぶことができた。

児童全員が意欲的に参加できる授業づくりをめざすことは、支援が必要な児童にとっても学び合うことができ、主体的に参加することにつながる。また、学級に位置づいていることにつながっていると確認することができた。

4. 「パソコンデータ資料集」の作成

校内の研修において、必要な支援ツールがパソコンからすぐ使用できるように「パソコンデータ資料集」を教職員全体で共有することができた。児童の気になる点に担任自身が気付いた場合、手立てとして、「パソコンデータ資料集」から支援グッズを検索し使用することができた。

今後、作成したものを追加していくことで、特別支援教育に関するノウハウを学校の資産として蓄積し、活用していく。

③ 発達障害等の可能性のある児童を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

【教育委員会の取組】

取組名	対象	内容
箕面市いじめ実態把握アンケート（年1回）	小・中学校の全児童生徒	無記名方式によるいじめ調査
箕面子どもステップアップ調査の生活状況アンケート（年2回）	小・中学校の全児童生徒	記名方式によるいじめ調査
生徒指導担当者会（週1回）	各校の生徒指導担当者	生徒指導の事案検討、情報共有等
弁護士によるいじめ防止教室	小学校5年生、中学校1年生の全児童生徒	弁護士を講師としたいじめ防止授業
「箕面市いじめ防止基本方針」の配布	小・中学校の全校	冊子の配布
子どものための「箕面市いじめ・体罰ホットライン」	小・中学校の全児童生徒や保護者	いじめに関する相談

【指定校の取組】

(1) 早期発見

ア. いじめにつながる事象の把握

- ・校内研修会にて、箕面子どもステップアップ調査の生活状況アンケートを活用し、児童本人や学年の児童・学級の実態を客観的に分析し、いじめにつながる動向を教職員で共有した。
- ・発達障害の児童、気になる児童に関しては、教職員で共有し、担任、専科、生徒指導担当者、管理職が見守りを続けたり、担任が個別の指導計画を作成し、見立てをしたりなどして対応した。

イ. 未然防止

今まで大切にしてきた、人間関係づくりや学級経営をとおして、認め認められる関係、自己肯定感をもてる児童を育てていくことが、いじめの未然防止につながると考え、人権教育の取組を継続して取り組んだ。

(2) 組織的対応

ア. いじめ対応マニュアルの整備

- ・箕面市いじめ防止基本方針をもとに、いじめ対応マニュアルを作成し共有、確認をした
- ・特に、いじめのケースにおいて、その原因が発達障害の可能性があるのでないか、いじめの加害においても、発達の課題から行動に移してしまっているのではないかとという視点を教職員が持つようにすることを確認した
- ・一人で抱え込まず、チームで対応することを確認した

イ. 外部機関との連携

必要に応じて、SC や SSW、外部機関と連携している。

ウ. 校内組織

- ・いじめ対応チームは、校長、教頭、生徒指導担当者を中心に、学年主任や養護教諭、SC や SSW などをメンバーとして設置する
(メンバーは実態に応じて柔軟に対応する)
- ・チームいじめの気配、知らせを受けた時は、一人で対応しようとせず、チームで対応することを基本とした。
- ・担任、専科、管理職、生徒指導担当者と情報を共有し、役割分担をする
- ・聞き取りをする際は、複数体制で聞くことも確認している。
- ・いじめの経過は、管理職に報告し、職員全体に伝え、指導経過を共有することになっている。他クラス、他学年のことも事実を共有し、学びあうことで新たないじめの発生を少なくしたり、早期に適切な対応をしたりすることができる。
- ・「危機管理」「危機対応」という意識を持ち、チームで対応することを確認した。

【主な成果】

1. 早期発見

箕面市で行っている調査を通して、児童、学級、学年の実態を客観的に把握し、いじめにつながる事象を早い段階で見つけることができている。

2. 組織的対応

いじめ対応マニュアルをもとに、チームで対応するしくみができており、実施されている。

④ 特別支援教育コーディネーターの活動状況

(1) 指名している人数 4人

(2) 指名している者ごとの具体的な職務内容

(校長、教頭等管理職との役割分担)

生徒指導・・・・・・・・・・校内支援委員会での推進役

校内の関係者や関係機関との連絡調整

保護者に対する相談窓口、担任への支援

児童の状況を把握し、具体的な支援

特別支援学級担任・・・・・・・・・・校内支援委員会での推進役

具体的な支援、児童の見立てをする

養護教諭・・・・・・・・・・校内支援委員会での推進役

欠席児童の状況把握、保健室に来る児童の状況把握

首席・・・・・・・・・・校内支援委員会での推進役

巡回相談や専門家チームとの連携

通級指導教室担当者との連絡調整

(3) 軽減している職務内容

週に1時間の会議が行えるよう、時間をあける等の工夫はしているが、職務内容については軽減できていない。

(4) 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数(月平均)

会議10時間と支援20時間(生徒指導)

会議10時間(特別支援学級担任、養護教諭、首席)

(5) 特別支援教育コーディネーターの選方法や必要な資質

特別支援教育、学級指導に長けており、指導力があり、学級経営等の経験がある者

保護者との関係性、他機関との関係性を築くことができる者

(6) 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期

生徒指導・特別支援教育担任・養護教諭・首席

任期は設けていない

(7) 特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組

教育委員会主催の特別支援教育担当者会にて、各校の校内支援委員会や特別支援教育コーディネーターの役割について交流したり、各校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に関する交流をしたりしている。また、学習会や研修も開催している。他校の取組を知ることができる機会や、箕面市の支援教育体制を周知する機会を設けている。

6. 今後の課題と対応

今後の課題と対応

本事業において、個別の指導計画の改訂や校内支援体制の運営の見直し、教員の専門性の向上に取り組んだが、実践した期間が短いため、十分な検証ができていない状況である。また、教職員の専門性についても、継続した取り組みが必要である。このため、今後は以下のことに取り組んでいく。

■校内支援体制

- 個別の指導計画の見直しによって教員の負担感が増えていないか等に配慮しつつ、より児童の実態を把握できるよう、様式の見直しを行う。
- 校内支援体制の運営の見直しにより、児童の支援体制に応じて校内支援委員会、特別支援教育コーディネーター会議、学年会に分けて支援策を協議することで、より充実した協議が行えるようにしたが、そのしくみによって児童への適切な支援ができていないかどうか、検証し見直していく。
- 支援体制【校内】の児童に対して、現状をモニタリング（見守り）することを継続し、校内支援委員会にて手立てに対する評価と見直しを行っていく。
- 支援体制【学年】【担任】の児童に対して、児童への支援が適切か、手立てに対する評価と見直しを行っていく。

■教員の専門性向上と基礎的環境整備

- 児童全員が参加することができる授業づくりや児童の発達課題に応じた支援等、教員の専門性について引き続き、研究していく。
- パソコンデータ資料集では、今後作成したものをさらに追加していくことで、充実をはかるとともに、教職員が活用しやすいよう整理や共有方法について見直していく。特別支援教育に関するノウハウを校内で共有し、活用していくようにする。

7. 指定校について

(小学校)

指定校名：箕面市立萱野東小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	110	4	121	4	131	4	116	4	117	3	131	4
特別支援学級	11		4		6		7		7		3	
通級による指導 (対象者数)												
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	28	1	1	9	2	8	0	2	54

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：4人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害（3学級）自閉・情緒（3学級）
病弱（1学級）

※通級による指導の対象としている障害種：なし

8. 問い合わせ先

組織名：箕面市教育委員会

- (1) 担当部署 箕面市教育委員会 子ども未来創造局 人権施策室
- (2) 所在地 大阪府箕面市稲 1-14-5 市役所第3別館2階
- (3) 電話番号 072-724-6921
- (4) FAX 番号 072-725-8360
- (5) メールアドレス edujinken@maple.city.minoh.lg.jp